

パナマにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	個人消費品への輸入規制	<p>・個人消費の輸入荷物(日本食や日用品)につき、年間輸入回数や重量制限が2016年7月11日より適応された。多くの海外勤務者の方より日本食送付の依頼があるが、2017年7月の通達以降、通達を順守し、単身5kg未満で発注を頂いている状況。</p> <p><規制詳細></p> <ul style="list-style-type: none"> - 年間送付回数制限: 3回まで - 1回の個人輸入重量制限: 単身者: GROSS 5KGまで(実質4KG) 帯同者: GROSS 10KGまで(実質9KG) - 当局に対して事前に輸入申請が必要パスポートを提示し個人ごとの申請登録が必要。 - 1アイテムごとに2ドルの費用の当局への支払義務。 - 1kg相当のサンプル検収実施(不特定)。 <p>(継続)</p>	・制限緩和を検討して頂きたい。	
14	税制	日機輸	(1)	CAIR (Alternative minimum income tax)	<p>・パナマ法人は以下の何れか高い方を支払う。 法人税 25%(課税所得x25%) 総所得の4.67%</p> <p>2015年度課税についてCAIR適不適用を要望も却下、現在当局と係争中。 2017年度所得税において、課税所得ベース(上述)の納税を容認。 (変更)</p>	・CAIRの適用除外措置の緩和、撤廃。	
		日機輸	(2)	税務調査の遅延	<p>・2012年5月に実施された税務調査案件が未解決。 対象期間: 2008年度、2009年度 (継続)</p>	・手続き時間の短縮化。	
		日機輸	(3)	税務調査の不透明	<p>・課税所得にArms lengthを適用して課税範囲を拡大し、料料10%、金利年9.6%を追徴するなど、不透明な税務調査が実施され、事業のリスクとなっている。</p>	<p>・税の透明性向上。 ・料料・金利の引き下げ。</p>	・パナマ税法
16	雇用	日機輸	(1)	ビザ更新・発給におけるパスポート保留要件	<p>・ビザ(有効期間1年)の更新・発給に際し、現在、当局はパスポートを3日間保留しているが、2013年に新しい手続きに変わり、約10日の保留となった。多数国を担当する為、出張の多い当社では、事業に差さわりができる可能性がある。 (継続)</p>	・手続き時間の短縮化。	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	訴訟手続の遅延	<p>・2010年の売掛債権回収訴訟案件が未解決。 (継続)</p>	・手続き時間の短縮化。	

経由団体: 各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。